

失 格 判 断 基 準

取扱要領による失格項目	内 容	
(1) 低入札価格調査に協力しない場合	①	奈良県環境森林部低入札価格調査制度に係る取扱要領及び奈良県県土マネジメント部低入札価格調査マニュアルに定める提出書類（様式、添付資料及び根拠資料に関する一切の書類を指す。以下、この表において「低入札調査資料」という。）が、指定した期限までに提出されない場合
	②	低入札調査資料が提出されたものの、記載内容等に不備があり、聞き取り調査が実施できない状態である場合（積算内容に影響しない軽微な不備であって、聞き取り調査において是正された場合を除く。）
	③	正当な理由なく聞き取り調査に応じない場合
	④	聞き取り調査に対し、提出された低入札調査資料に基づいた根拠のある説明ができない場合
	⑤	聞き取り調査に対し、不適正・不誠実な言動があり、正常な聞き取り調査が実施できない場合
(2) 設計仕様等に適合しない場合	①	設計図書、仕様書で定める数量、工法及び施工条件を満足しておらず、適切な工事施工がなされないおそれがある場合
	②	材料・製品について、設計図書、仕様書で定める品質・規格を満足しておらず、適切な工事施工がなされないおそれがある場合
(3) 積算内訳書の算出根拠が適正でない場合	①	積算根拠となる資料が正しく作成されておらず、積算内訳書の記載内容が適正であることを確認できず、適切な工事施工がなされないおそれがある場合
	②	共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等について、通常必要となる経費が計上されておらず、適切な工事施工がなされないおそれがある場合
	③	入札時に提出された見積根拠資料の「工種等の個々の金額」と、これに対応する「積算内訳書に対する明細書」（低入札調査資料 様式2）の「工種等の個々の金額」が合致していない場合
	④	労務単価が、法定最低賃金を下回っている場合
(3) 積算内訳書の算出根拠が適正でない場合	⑤	下請予定業者及び資材購入予定業者等が提出した見積書（低価格入札者が自ら実施する工事、業務等を除いたあらゆる工事、業務等を見積書を指す。（以下「下請見積書等」という。））の明細が、これに対応する「積算内訳書に対する明細書（低入札調査資料 様式2）」の明細に正しく反映（同額以上を計上していること）されていない場合
	⑥	下請予定業者等からの聞き取り調査等により、下請見積書等の記載価格がいわゆる「指し値」である等不当に低額に設定されたことが確認できた場合
	⑦	下請見積書等の記載金額について、過去の取引実績のある金額など当該金額の合理性かつ現実性が確認できず、適切な工事施工がなされないおそれがある場合
(4) 建設副産物の処理が適正でない場合	①	建設副産物等の搬出地について、建設副産物等の適切な処分がなされないおそれがある場合
	②	建設副産物、建設発生土及び資材に関する運搬計画が適正でない場合
(5) 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合	①	適用を受ける関係法令に違反のおそれがある場合
	②	適用を受ける契約上の基本事項（入札説明書の規定等）に違反がある場合
	③	本工事に専任すべき主任（監理）技術者及び補助技術者（入札説明書の規定に基づき、本工事に専任すべき技術者をいう。）が他工事の専任技術者となっている場合など施工体制（品質管理体制、安全管理体制等。）が適切でなく、適切な工事施工がなされないおそれがある場合
	④	下請見積書を提出した者が、工事等に必要な許可等を受けていない場合（当該許可等は、下請予定業者等へのお見積依頼日以前のものに限る。）